



子育て応援特別手当 関係資料
H21.2.27 資料7-2

厚生労働省発雇児第0128003号

平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

なお、本要綱の施行日については、別途通知する。

また、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。

別紙

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱

(通則)

- 1 子育て応援特別手当事務取扱交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、子育て応援特別手当の支給に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成21年1月28日雇児発第0128001号雇用均等・児童家庭局長通知「子育て応援特別手当の実施について」の別添「子育て応援特別手当交付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき市町村が行う子育て応援特別手当の支給に伴う実施事務及び都道府県が行う連絡調整に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 都道府県分

(ア) 第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
子育て応援特別手当事務取扱交付金	(1都道府県当たり) 1,200,000円	超過勤務手当 賃金職員 職員旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）

	役務費（通信運搬費等） 使用料及び賃借料 （注）上記の対象経費については、生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。
--	---

なお、対象経費の実支出額の算出に当たっては、平成21年1月28日総行政第18号総務事務次官通知の別添「定額給付金給付事業費補助金交付要綱」の第2条に定める定額給付金（以下「定額給付金」という。）の連絡調整に係る事務費（会場借料、職員旅費等）と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により按分するなどして算出した経費を計上すること。

(2) 市町村分

- (ア) 第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
子育て応援特別手当事務取扱交付金	(1市町村当たり) (1) 基本分 500,000円 (2) 加算分 ((1)の基本分に加え次ぎの額を加算) 支給対象となる子の人数×1,400円 ※支給対象となる子とは、支給要領第1の2に定める子という。	超過勤務手当 賃金職員 職員旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費） 役務費（振込手数料、郵送料等） 使用料及び賃借料（事務用機器借上費） 委託料（広報委託等） （注）上記の対象経費については、生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。

なお、対象経費の実支出額の算出に当たっては、定額給付金の支給に係る事務費（システム改修費を除く。）と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により

按分するなどして算出した経費を計上すること。

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめのうえ別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに都道府県知事に提出して行わなければならない。

- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを取りまとめのうえ別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 11 特別の事情により4、7、8及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

子育て応援特別手当事務取扱交付金調書

平成 年度
厚生労働省所管 一般会計

(自治体名)

国		地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち交付金相当額	決算額	うち交付金相当額	
(組織)厚生労働本省 (項)地域子育て支援対策費 (目)子育て応援特別手当事務取扱交付金	円		円	円		円	円	円	円	

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 本交付金に係る歳出予算額の繰越が行われた場合において、翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費
- 2 交付申請額 金*****円
- 3 添付書類
 - ・ 交付申請額算出表（市町村分） 《別表1》
 - ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分） 《別表2》
 - ・ 歳出歳入予算書抄本

(別表1)

交付申請額算出表 (市町村分)

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	支給対象 となる子の数 e	基準額 (500,000円 + e × 1,400円) f	交付申請額 (cとdとfの いずれか低い方の額)
	円	円	円	円	人	円	円

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(市町村分)

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別紙様式3)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費

- 2 交付申請額 金*****円
都道府県分 金*****円
市町村分 金*****円

- 3 添付書類
 - ・ 交付申請額算出表（都道府県分） 《別表1》
 - ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県分） 《別表2》
 - ・ 交付申請額内訳表（市町村分） 《別表3》

(別表1)

交付申請額算出表（都道府県分）

都道府県名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	基準額 e	交付申請額 (cとdとeの いずれか低い方の額)
	円	円	円	円	円 1,200,000	円

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(都道府県分)

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別表3)

交付申請額内訳表 (市町村分)

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	支給対象 となる子の数 e	基準額 (500,000円 + e × 1,400円) f	交付申請額 (cとdとfのいずれか 低い方の額)
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
(合計)					人		円

(別紙様式4)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費
- 2 添付書類
 - ・実績報告額算出表（市町村分） 《別表1》
 - ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分） 《別表2》
 - ・歳出歳入決算書（又は見込み書）抄本

(別表1)

実績報告額算出表 (市町村分)

市町村名

総事業費	寄付金 その他の 収入	差引額 (a - b)	対象経費の 実支出額	支給対象 となる子 の数	基準額 (500,000円+ e×1,400円)	要国庫 補助額 (cとdとf のいずれか低 い方の額)	交付決定額	受入額	差引過 △不足額 (i - g)	事業実施期間
a	b	c	d	e	f	g	h	i		
円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(市町村分)

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の実支出額」と一致すること。

(別紙様式 5)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 20 年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費

- 2 添付書類
 - ・実績報告額算出表（都道府県分） 《別表 1》
 - ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県分） 《別表 2》
 - ・実績報告額内訳表（市町村分） 《別表 3》

(別表1)

実績報告額算出表 (都道府県分)

都道府県名

総事業費 a	寄付金 その他の 収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 実支出額 d	基準額 e	要国庫 補助額 (cとdとeの いずれか低い方 の額) f	交付決定額 g	受入額 h	差引過 △不足額 (h - f)	事業実施期間
円	円	円	円	円 1,200,000	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(都道府県分)

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の実支出額」と一致すること。

(別表3)

実績報告額内訳表(市町村分)

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他 の収入 b	差引額 (a-b) c	対象経費の 実支出額 d	支給対象 となる子 の数 e	基準額 (500,000円+ e×1,400円) f	要国庫 補助額 (cとdとf のいずれか低 い方の額) g	交付決定額 h	受入額 i	差引過 △不足額 (i-g)	事業実施期間
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
(合計)					人					円	



子育て応援特別手当 関係資料
H21.2.27 資料7-3

雇児発第0128001号

平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て応援特別手当の実施について

平成20年10月30日に新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議においてまとめられた「生活対策」に基づき、現下の厳しい財政事情に鑑み、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、別添の内容により、子育て応援特別手当の支給を行うこととしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。

別 添

子育て応援特別手当交付金支給要領

第1 支給対象者及び支給対象となる子

1 支給対象者

子育て応援特別手当の支給対象者は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、2に定める「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日より前の日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）

ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）

- ② 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年制令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原票において、当該死亡した者の住居地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれた者

2 支給対象となる子

子育て応援特別手当の支給対象となる子は、以下のいずれかに掲げる者とする。

- ① 世帯に属する3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）（以下「特別手当支給基礎児童」という。）が2人以上おり、かつ、特別手当支給基礎児童のうち第2子以降である就学前3学年の子（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子。以下同じ。）であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

ア 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日より前の日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市

町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）

イ 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年制令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

② 世帯に属する就学前3学年の子（①に該当する者を除く。）が世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている場合で、当該世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている者のうち特別手当支給算定基礎児童が2人以上おり、かつ、当該就学前3学年の子が第2子以降の子であるときの当該就学前3学年の子であって、①のア又はイに該当する者

第2 支給額

支給額は、第1の2に掲げる支給対象となる子1人につき3万6千円とする。

第3 支給方法等

1 申請及び支給の方法

市町村は、支給対象者に対し、申請に必要な書類を送付又は配布する。（当該市町村の規模等を勘案してこれに替わる適当な手段がある場合は、それにより伝達することも可）

支給対象者は、郵送又は窓口への提出により支給の申請を行い、市町村は、審査の上支給を決定し、当該者が指定した口座への振込又は現金による窓口での交付により子育て応援特別手当を支給する。なお、現金の交付による支給は、可能な限り、振込による支給が困難である場合に限り行うこととする。

なお、支給に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、支給を決定することとする。

2 支給申請受付開始日及び申請期限

市町村は、子育て応援特別手当の支給についてできる限り速やかに開始するものとし、具体的な支給申請受付開始日は、市町村において決定することとする。また、支給対象者による申請期限は、当該市町村における支給申請受付開始日から6月とする。

第4 その他

所得を基準とする支給の差異については、これを設けないことを基本とする。所得を基準とする支給の差異を設けることを希望する市町村は、所得（収入から必要経費（給与所得者の場合には、給与所得控除後）を控除した後の金額）が一定の基準額（基準額の下限は1800万円）以上の支給対象者について、子育て応援特別手当を支給しないことができることとする。この場合、支給の有無は、平成21年の所得を市町村の保有

する税情報により確認することにより判断する。返還された子育て応援特別手当については、返還に関連する事務費の一部に充てることができるとし、差額を国庫へ返納する。



子育て応援特別手当 関係資料
H21.2.27 資料7-4

雇児発第0128002号
平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て応援特別手当の施行について

子育て応援特別手当は、現下の厳しい財政事情に鑑み、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として支給するものであるが、今月27日に本事業に要する経費を含む国の平成20年度補正予算（第2号）が国会における審議を経て成立したところである。

子育て応援特別手当の実施については、本日付けで「平成20年度子育て応援特別手当交付金交付要綱（厚生労働省発雇児第0128002号）」及び「平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱（厚生労働省発雇児第0128003号）」を通知したところであるが、その施行については、下記のとおりとする。

子育て応援特別手当は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する事業に対して国が交付金を交付するものであるが、事業の実施主体である市町村におかれては、事業の趣旨をご理解いただき、事業の効果を十分発揮するためにも、年度内の支給開始を目指し、早急に必要な補正予算を編成し、準備を進められるようお願いする。

都道府県におかれては、管内市町村に対して、本通知の内容を速やかにご連絡いただくとともに、市町村から交付金に係る各種申請書類が提出された場合は、速やかに当省に提出いただくようお願いする。

記

1 子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱については、本日施行する。

なお、子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱にも記載しているとおり、子育て応援特別手当の支給に要する事務経費については、子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定前に執行した経費であっても、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象として差し支えないものである。

2 子育て応援特別手当交付金交付要綱については、現在国会において審議中の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」の成立後に施行することとする。

子育て応援特別手当関係通知等一覧

NO	発出日	形式	送付先	内容
1	20.12.5	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当（仮称）について
2	20.12.8	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当交付金（仮称）等の交付の事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の事前協議について
3	20.12.20	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当に係る留意事項について
4	21.1.8	全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議場配付	—	①「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台） ②「子育て応援特別手当」の支給について（概要） ③子育て応援特別手当の支給対象となる子について ④子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ ⑤子育て応援特別手当に係る資金の流れ（イメージ） ⑥申請書のイメージ ⑦子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方 ⑧定額給付金事務説明会資料 ⑨子育て応援特別手当Q&A（Ver.1）

平成21年1月22日 平成20年度補正予算（第2号）成立

5	21.1.23	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当に係る交付要綱（案）等について
6	21.1.26	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	定額給付金に係る外国人住民への周知について
7	21.1.27	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当事業（金融機関関係）の留意点について
8	21.1.28	事務次官通知	都道府県 指定都市 中核市	平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付について
9	21.1.28	事務次官通知	都道府県 指定都市 中核市	平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付について
10	21.1.28	局長通知	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当の実施について
11	21.1.28	局長通知	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当の施行について
12	21.1.29	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当Q&A（Ver.2）について
13	21.2.3	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当Q&A（Ver.3）について
14	21.2.3	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	申請書様式（修正版）について
15	21.2.5	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当事務取扱交付金の平成20年度所要額の登録について（依頼）
16	21.2.9	総務課長通知	都道府県 指定都市 中核市	交付申請書の提出期限について（子育て応援特別手当事務取扱交付金）
17	21.2.10	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当に係るリーフレット（案）について
18	21.2.12	大臣通知	都道府県	補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととする件について
19	21.2.13	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当に係る広報関係資料について
20	21.2.17	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当に係る繰越事務等について
21	21.2.18	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当給付リストを作成するに当たっての留意事項について
22	21.2.19	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当事業（金融機関関係）に係るゆうちょ銀行における連絡窓口について
23	21.2.19	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当交付金の交付申請額及び平成20年度所要額の登録について（依頼）
24	21.2.20	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当Q&A（Ver.4）について

× ㄷ

A large rounded rectangular box with a solid black border. Inside the box, there are 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, intended for handwriting practice.